

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 7 年 3 月 11 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 15 号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 16 号 東白川村課設置条例について
- 日程第 4 議案第 17 号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 18 号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 19 号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 20 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 21 号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 22 号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 23 号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 24 号 東白川村ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 25 号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 26 号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 27 号 令和 7 年度東白川村一般会計予算
- 日程第 15 議案第 28 号 令和 7 年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 29 号 令和 7 年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 30 号 令和 7 年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第 18 議案第 31 号 令和 7 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 32 号 令和 7 年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第 20 議案第 33 号 令和 7 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算
- 日程第 21 議案第 34 号 令和 6 年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7 名）

1 番 安 江 真 治
3 番 安 江 健 二
5 番 今 井 美 道

2 番 安 保 泰 男
4 番 今 井 美 和
6 番 桂 川 一 喜

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	河 田 孝
村 民 課 長	安 江 透 雄	産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人
地 域 振 興 課 長	今 井 信 和	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	村 雲 修	教 育 課 課 長	渡 辺 泰 司
保 健 福 祉 課 長	安 江 修 治	保 健 福 祉 課 課 長	桂 川 のぞみ
診 療 所 事 務 局 長	安 江 輝 彦	会 計 管 理 者	安 江 真 紀 子
監 査 委 員	安 江 裕 尚		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 恭 兵
------------------	---------

◎開議の宣告

○議長（今井美和君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治さん、7番 樋口春市さんを指名します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、3月6日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第33号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

上程中の日程第2、議案第15号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの19件を一括して質疑を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

村長の予算説明の資料のほうから9ページのところのちょうど中ほどにあります国保診療所特別会計についての質問になろうかと思います。

今回は機構改革も大きいですが、診療所におかれましては院長が交代なさるということで、特に村長の言葉の中に、村民のかかりつけ医、かかりつけ病院ではなくて、かかりつけ医という表現もあることから、村長が今度新しい院長に代わることによるお医者さんに期待するものであるとか、このかかりつけ医というような言葉をどういう意味で、今後診療所がまず経営的もさることながら、

村民から信頼のおける病院経営を村長としてなさっていられるかということを、ちょっとお気持ちのほうをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

お答えをいたします。

診療所が大きく転機を迎えるということでございます。

今まで北川所長の下で診療体制をつくってきたわけですが、新しい形で自治医科大学から卒業医師が県から派遣を受けて、その先生を所長にしてやっていくということになりますので、今までの慣例でいうと、自治医科大学の卒業医師というのは2年あるいは3年、短いと1年で交代ということもあり得ますので、やはりここは我々行政、そして診療所の責任あるスタッフがしっかりとその先生を迎えて、もうぶれない診療体制をつくる必要があるというふうに考えております。

かかりつけ医のところのお話なんですが、幸い北川所長も激変緩和といいますか、急に替わることは村民の皆さんに大変不安を与えるということで、今まで診ておられた、いわゆる主治医として診ておられた患者さんはしっかり診たいということで週3回というような形で来てもらって、引き続き担当をしていただきます。

自治の先生は交代でカルテをしっかりと順送りをして診ておっていただきますので、そのところは大きく変わることはないかなというふうに思います。

もともとかかりつけ医というのは、プライマリ・ケアといって、大きい病院の医療体制じゃなくて、地域に根づいた地域の皆さんをしっかりと、主治医制度を取るかどうかは別としまして、地域の医療機関として地域の皆さんをしっかりと診ていくという意味でかかりつけ医という言葉がよく使われるわけであって、まさに診療所はそうあるべきであると思いますし、今回の体制変化の中でやはり足りないところもしっかり洗い出して、もっともっと村民の皆さんに安心して信頼してかかっただけの医療機関を目指していきたいというふうに考えて、この議会が終わりましたら、早速幹部会議といいますか管理会議といいますか、名前はまだ仮称なんですけど、招集をして、私の思いを伝えて、細かい部分までありますのでしっかりと整理をさせていただいて、4月から村民の皆さん方に迷惑のかからない、むしろ私としては老健の利用者さんもそうですし、外来の患者数も増やしていきたい。ああ、診療所変わったな、目の色変わったな、それは医師だけではいかなので、やっぱりスタッフ全員がその思いで村民の皆さん方に医療を提供していける診療所になるぞという思いでこれから始動してまいりますので、議会の先生方におかれましても、また御意見をどんどんお寄せいただきたい、このように考えています。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

1点だけ、もう一回確認と強いお言葉をいただきたくて、ちょうど今僕がさっきかかりつけ病院じゃなくて、かかりつけ医であるということを強調して質問したわけですが、村長のお話を伺っていると、今までは院長が固定した状態で何年もですけど、今度は院長が数年で替わられる可能性があるけれど、実は医者と村民との信頼性ではなくて、病院と村民との信頼性を今後一生懸命担保していこうという意思が少し聞いて取れましたので、もう一歩進んでですけども、院長が数年で替わられるような病院であっても、病院全体の考え方がしっかりと村民の中に定着し、それから安心して医者が替わっても安心できる病院であるものを目指したいという村長の思いが僕としては感じましたわけですけど、もう一個、そこを少しだけ具体的なこんな感じでやっていけたらという思いが聞けたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

具体的にとお尋ねになっても、なかなかスペシャリティーとか安心感だとか、それから医療のレベルだとか、いろんな要素があってなかなか難しいお話だとは思いますが、一番大事なことは、村民の皆さんの信頼を得る医療機関になることだと思います。

それは限られた医療資源の中でやることであって、要望は全部受けるよということではないと思います。やっぱり一定のルールに従って村民の皆さんも利用していただき、救急の場合はやはり救急対応はしないので、地域の中での白川病院さんだったり中部国際、あるいは下呂温泉病院、こういうところに救急車でということにはなるんですけども、普通の慢性疾患、あるいは今言いたいいわゆる主治医制のような形で通院していただく方についてはしっかりと対応していきたいなというふうに思いますし、医師がおる間は、少なくとも今までちょっとけがした、切ったというようなくらいのことでしたら、対応できるようになっていないとおかしいわけであって、そういうところも先生方にはしっかりとお願いは私のほうからいつもしているんですけど、そこそこ診てもらえなかったみたいなお話はないことはないので、そこら辺をしっかりと直していきたいと思っています。

ただ、先ほど言いましたように、限られた医療資源の中でやることには間違いはないわけですので、その辺のところもしっかり村民の皆さんに理解をいただいて、みんながこの診療所がなくなったら困るよというような思いを持って診療所を維持していくというのが、この村として一番あるべき姿ではないのかなと思いますので、村民の皆さん方にそういったことも御理解をいただくのが私どもの努めだと思っていますので、今回所長が替わるということで、一番表に立ってそういうことの旗を振っていききたい、そのように考えております。以上です。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番。

○5 番（今井美道君）

同じく村長説明のほうで7ページになりますけれども、第4ということで、心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくりということで、村長のほうから御説明があったわけですが、その中で特に小・中学校運営、こういったことでいろいろな7年度の予算等の説明もあるわけですが、特にこの9年度開校の義務教育学校については、このたび退任される神戸教育長が私どもの議会に説明をいただいた折にすごく感銘を受けまして、こういった方法があるんやという、不勉強ながら思ったわけです。

本当は村長にお伺いするのがあれですけれども、このたび退任される教育長に御質問をさせていただきたいと思いますが、ここまで進んできたわけですが、退任後こうあったらいいなであるとか、この任期中にいろいろ思ったこともあったでしょうということをお察しますので、そういったことも含めて御答弁、いろいろな今後の東白川村の子供たちに何か残していただけたらなというふうに感じますので、よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

教育長 神戸誠さん。

○教育長（神戸 誠君）

発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

本当に東白川だけのことやなくて、本当にこれからの日本というのは極めて予測困難というか、そういう時代を迎えてきます。それで、時代の変化に対応した国民に育て上げていくのが教育の役目かなということを思っております。

村のことを考えてみますと、子供たちというのはやっぱり村の未来を託す宝ですね。一学年の人数は少ないですが、保育園時代からずっと園・学校、地域コミュニティーの中でいろいろ仲間とか地域の人と交流しながら、豊かな人間性とか社会性、またふるさとを愛する心などを育てております。

加えて、学校では義務教育学校という、先ほども出ましたが新しい制度の下で専科の先生による授業とか、それからICTを活用した授業とか、それから豊富な体験活動を教育課程の中に組んで、確かな学力とともに、これからの時代に通用する技能とか、社会で通用するコミュニケーション能力というのを身につけていかないかなということを思っております。

教育は人づくりであり、それが村づくりにつながっていくという思いの下、村の教育を学校教育を中心に地域コミュニティー、みんなでつくり上げていける、そんな村というか教育体制がつくれていったらいいなということを思っております。以上です。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

私から少し補足をさせていただきます。

今、神戸教育長から自分の思いを述べていただきました。

御質問があった義務教育学校の開設に向けての準備委員会、これについては教育長は退任されても引き続き委員として残っていただいて、そのかじ取りをしていただくと。

7年度は、実は建物の改築もそうなんですけど、学校をどう運営するか、それこそ校歌、校章、それから教育理念、ふるさと教育をどうするか。こういう大変中身に魂を入れる作業が残っておりますので、そのことについては神戸現教育長にしっかりとお願いをして、引き続き委員会の中で御活躍をいただくことにしておりますので、あえて申し添えさせていただきます。よろしく願います。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

先ほど全協のほうでも少し触れた件ですけれども、今回いろいろな役場の公共交通、特に福祉、医療交通に関して整備をされまして、基本的に村民であれば無料で使えるということは、村民サイドで見たときに非常にありがたい、いいサービスであろうかと思います。

ただ、先日の全協でもちょっと濃飛バスとの関係性も伺わせていただきましたけれども、実は無償交通を公共が提供し続けますと、今度は有償で成り立っていたはずの公共交通のほうで、今度は無償のライバルが公共になることによって、多少撤退する危険性というのが実は存在してしまいます。濃飛バスさんにつきましては、もっと大きな枠でやってみえますので、いきなりの危険性はないわけですけれども、実は八百津町さんを見ますと、民間のほうで福祉交通を有償でやってみえた団体が徐々に行政側のサービスが充実してきたことによって、皮肉なことに利用者がどうしても無償のほうに移動することによって、何が皮肉かと申しますと、採算性のいいものに限って公共のほうに移ってしまって、採算性の悪いほうだけがなぜか福祉交通のほうに集中してきてしまって、とうとう経営が成り立たなくなっていて、せんだって解散をされることになりまして、結果として民間にありましたお金を払えば運んでもらえるという団体がちょっと解散になってしまいました。その理由も今言ったとおりです。

今回、東白川におきましては、民間のほうで福祉交通をやっていただきたいという動きが今立っておりますので、ぜひとも民間の交通会社のライバルになって、あちらの経営を圧迫しないような工夫、それから、もしかしたら最悪の場合は何らかの経済的支援がないと成り立たなくなる可能性もありますので、現在そう決めろという意味じゃないです。もうこういう形で船出をしておりますので、今後民間の交通をゼロにしてしまうと、実は途端に不便になるということを頭に置いていただきまして、何とかその辺と民間との関連性を考えた上での運用をお願いしたいと思いますので、これについてのお答えだけ、答弁だけいただきたいと思います。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

昨年の10月につちのこのバスに切り替えたときの考え方について少し説明させていただきますし、今の民間との兼ね合いのお話もお答えをさせていただきます。

村民の皆さんに必要な最小限の最大公約数的なというか、そういう公平なサービスができるようにしのぐ場所を無償で運営する、そのほかどうしても困ってみえる通院するために必要、あるいは中核病院、あるいは透析、こういったものを維持していくよということで今成り立っております。

今御質問の中にあった民間の方はブロックするような考えは毛頭持つてはございませんし、お話があった労働者協同組合が今一生懸命準備をされておる有償の交通手段、これについても村もできる限りの金銭的な支援ということでは全然ないわけですが、公共交通の白川である公共交通の中の議論であったり、あるいは陸運局との折衝であったり、また加藤先生の御指導であったり、こういった面でバックアップもさせていただきながら、実はあの趣旨というのは、東白川だけでなく、白川町も使えるよというような趣旨で今度始められるというふうに、この間、発言があったんですけど、それはそれでそのユーザーがそのサービスを有効と認めて使われるという自然の経済原則のような形で多分動かれていくと思いますので、我々が提供しているものと競争するのではなくて、言わばタクシーですので、ある意味で民間のタクシーと同じような動きをするということになってきますので、そこは競合しないようになっていくかなと。むしろお金を払ってでも自分の時間をしっかり使った移動手段を欲しいという方がそこを利用されると。一言で言うとその形になっていくのではないのかなと思っています。

まだ料金体系とかいろいろはっきりと皆さんのところにお示しされるころまで行っていませんけれども、そんな考えで決して競合しない形でこれからも進めていきたいと。公共は公共の役割があるし、民間のサービスは民間のサービスの役割があるというふうには思っただけから進めてまいります。以上です。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

今の答弁について若干補足でございますけれども、すみ分けについてでございますけれども、役場が行っております公共交通サービスにつきましては、一定の限られた時間に特定の場所、例えば診療所でありますとかそういったところ、村の中以外は医療機関ということになっております。

それで、労働者協同組合さんの考えておられる、狙っておられるサービスの部分については、村が行っておらない夜間、それから年末年始のような公共交通のサービスがないとき、それから白川町などへの診療所、医療機関以外への買物、それからあと1人で行きたいというお客様のニーズ。どうしても村から出ます中核支援につきましては乗り合いになりますので、これをどうしても1人で乗って行きたいというお客様、この4つを労働者協同組合のほうではターゲットとして事業展開をされるということをお伺っております。

それで、村は今後その4つの部分については侵すことなくすみ分けをしっかりと事業運営をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 安江健二さん。

○3番（安江健二君）

米国のトランプ政権の誕生は、長期化しているウクライナや中東の紛争が解決して停戦となるのか大きな期待が寄せられます。

また一方では、米国は貿易相手国に対する関税引き上げに踏み切りました。関税引き上げの大きな目玉は自動車とされており、米国の雇用や産業を振興する狙いがあるとされております。

あらゆる原材料や燃料などを輸入に頼る我が国にとっては、この2つの動向はひとときも目が離せず、円の動きや株価など経済に及ぼす影響が重大であり、また都市部のみならず我々の住む地方にとってもその影響は非常に深刻であります。

国内では、2月26日に発生した岩手県大船渡市における山林火災は、発生から12日での鎮火を発表いたしました。これまでに確認されている焼失面積は2,900ヘクタールとされ、現在も2,400人以上に避難指示は続いております。我が東白川村の面積の約90%は森林が占めており、7,800ヘクタールとされております。山林火災の危険性は常にあり他人事とは思えず、いま一度、官民ともに心を引き締め、対策を講ずるときであると思います。

さて、令和7年度の本村の予算編成の基本は、第6次総合計画が掲げる5つの目標、1. 人口の安定、2. 人口規模に見合った社会インフラ、3. 人生100年時代に向けた対応、4. 地域資源の活用、5. 自然を守る取組を達成するための予算編成とされております。

その中から特筆3点を上げたいと思います。

第1は、東白川村の機構改革であります。

従来は9課でありましたが、新年度からは6課に変わります。

村民課と保健福祉課が合併して村民福祉課となります。また、産業振興課と建設環境課と地域振興課が合併して産業建設課になります。このことは横の連携が取れ、仕事の流れが改善され、村民の方の相談窓口もシンプルになり機能するのではと考えます。

このたび、役職定年される5名の職員の方が引き続き勤務される予定です。ベテラン職員の再登用は、業務には十分に対応していただけることと期待をしております。

第2はふるさと納税ですが、令和6年度が好調であり、その寄附額が1億5,000万の達成も見えてきたことから、基金繰入金を1億5,000万円、令和7年度の寄附目標額を1億円と設定し、それぞれ計上したことです。その要因としては、返礼品の飛騨牛肉、ナラの薪、そして地元産の米などにあります。この好調を維持して、さらなる研さんと努力の上に大きな飛躍を期待するものであります。

第3は、安全で快適な暮らしが実感できる住みよさのある村づくり、地域公共交通再編です。

高齢化社会とともに運転免許証を返納される方が増えてきています。車がなくても楽しく安心して暮らせる移動手段、1. つちのこバス、2. 中核病院通院バス、3. 医療機関等送迎バスの3本立ての実施。さらに新年度からは利用者自身がパソコンやスマホを操作して、今バスがどこを走っているかが瞬時に分かるバスキャッチシステムが導入されます。このことは事業を充実させ、一層便利で使いやすい公共交通になるものと期待をしております。村民には繰り返し丁寧な説明をしていただき、安心して長く愛されるバスの定着を望みます。

東白川村の人口の減少はなかなか歯止めがかからず、20年先の2045年には1,000人を切ると予測をされております。少ない人口で村を守る、このことは今後の最大の課題であると思います。

今年度予算は、限られた財源の確保と各種の事業への適切な配分がなされていると評価をし、その運営に当たり、事業に確実な効果が出ることを期待して、令和7年度東白川村一般会計並びに特別会計の予算案について賛成討論いたします。以上です。

○議長（今井美和君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの19件について、新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの19件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。御着席ください。したがって、議案第15号 東白川村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの19件については、原案のとおり可決されました。

○議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第21、議案第34号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第34号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,865万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の各項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月11日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正、5ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

2. 歳入。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額261万9,000円の追加。説明欄を御覧ください。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定によるものでございます。

次に、8ページでございます。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額261万9,000円の追加。説明欄を御覧ください。マイナンバー制度活用費でございますが、負担金、補助及び交付金のところで、特定個人情報関連事務の委任に係る交付金として261万9,000円を追加補正するものでございます。

この交付金につきましては、地方公共団体情報システム機構へ支出するものでございます。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第8

号) は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井美和君）

日程第22、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

○議会運営委員長（安江健二君）

東白川村議会議長 今井美和様。令和7年3月11日、議会運営委員会委員長 安江健二。

閉会中の継続調査の申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における議会日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（今井美和君）

お諮りします。委員長から申出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美和君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和7年第1回定例会を閉会します。

午前11時17分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員